

港湾運送事業者へ燃料価格高騰に対する支援金を交付します！

～横浜港港湾運送事業者支援事業のご案内～

燃料価格高騰などにより厳しい状況が続く中、地域経済を支える物流を維持・確保するため、港湾運送事業者の皆様に対し、港湾荷役のために使用した燃料費の高騰分に対する支援を実施します。

この度、本事業に係る申請受付を次のとおり開始いたしますので、お知らせいたします。

1 支援金対象者

次に掲げる要件を全て満たす事業者

- ① 横浜港内において港湾運送事業法に基づく事業を営み、市内に事務所又は事業所を有する中
小事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）
- ② 燃料価格高騰の影響を受け、かつ、燃料費を負担する事業者
- ③ 本事業において支援対象とする燃料費に対し、他の公的助成等を受けていない事業者
- ④ 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、支援金交付後も引き続き事業継続の
意向を有する事業者

2 支援対象燃料

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油

3 支援対象期間

令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った燃料分

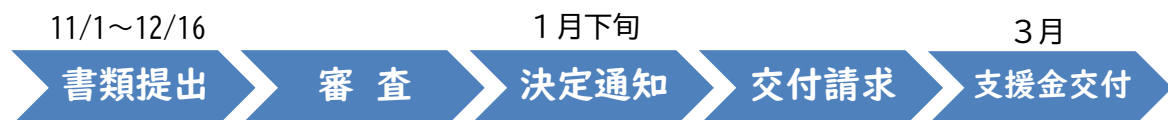
4 支援金額

支援対象期間内に購入代金を支払った燃料ごとの支援単価を乗じた合計のうち、2分の1以内と
します。ただし、申請者の皆様からの申請額の総額が予算の範囲を超える場合には、交付額は申請額
に応じて按分した金額となります。

5 申請受付期間

令和4年11月1日（火）から12月16日（金）まで

6 支援金交付までの流れ



7 その他

詳細については、「申請の手引き」をご参照ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/shien/>

お問合せ先

港湾局政策調整課長 洞澤 実 Tel 045-671-2877